

お子さんが外国に連れ去られた、あるいは外国に  
いるお子さんと会うことができないなどのお悩み  
がある方は、ハーグ条約室にご連絡ください。

ひとりで悩まず、相談してください。

お子さんが外国から日本に連れ去られた場合も、返還・面会  
交流援助申請をすることができます。詳しくは外務省ハーグ  
条約室のホームページをご覧ください。

外務省領事局ハーグ条約室

電話 03-5501-8466

平日9時から17時（12時30分から13時30分を除く）

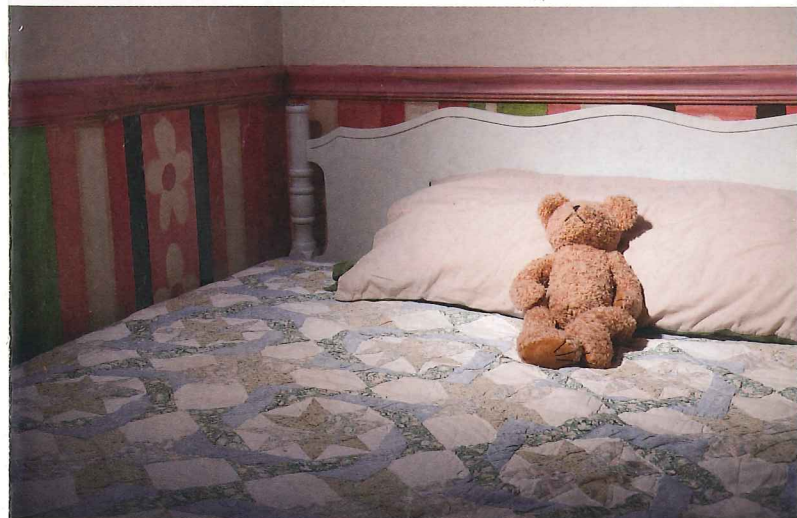
メール [hagueconventionjapan@mofa.go.jp](mailto:hagueconventionjapan@mofa.go.jp)

ホームページ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>

海外にいるお子さんを  
連れ戻したい／会いたい方へ

ハーグ条約室がお手伝いできること





妻／夫が子どもを外国に連れて行った。  
子どもを日本に返して欲しい。

このようなお悩みをお持ちの方は、

ハーグ条約室が、お子さんの返還やお子さんとの面

連絡先

ハーグ条約室

電話 03-5501-8466

メール [hagueconventionjapan@mofa.go.jp](mailto:hagueconventionjapan@mofa.go.jp)



外国で暮らしている子どもと会いたい。  
メールや電話で交流したい。



子どもが、離れて暮らす  
父親／母親に会うため外国へ行ったが、  
帰国予定日になっても戻って来ない。

まずはハーグ条約室にご相談ください。

会交流のためのお手伝いをします。

ハーグ条約は次の2つのことを定めています。

1. 一方の親により、もう一方の親の同意を得ないまま  
連れ去られた子どもを、元々住んでいた国に返還する  
ための国際協力の枠組み。
2. 別々の国にいる親と子の面会交流の機会を確保する  
ための国際協力の枠組み。

## お子さんの返還／面会交流の実現に向けた流れ

1

まずはハーグ条約室に相談

電話 **03-5501-8466**

メール [hagueconventionjapan@mofa.go.jp](mailto:hagueconventionjapan@mofa.go.jp)

ハーグ条約室にお電話いただくと、以下のことなどをお尋ねします。ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）に基づく援助が可能かどうか判断するためです。

● お子さんの年齢（16歳未満かどうか）

● お子さんが今いる国

※ハーグ条約締約国はホームページでご確認ください。

● お子さんが連れ去られた時期等

● 親権（監護権）の有無

● ご希望（お子さんの返還／面会交流）

2

申請書を作成・提出（日本語または英語）

○ 担当者が付き、ハーグ条約に係る手続きが終わるまで、お手伝いします。※申請は無料です。

○ 申請書、申請のてびきは、  
ハーグ条約室のホームページにあります。

《ホームページ》

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ha/page22\\_001070.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ha/page22_001070.html)

○ 申請書に加えて、添付する書類もご用意ください。

○ 用意ができればハーグ条約室に郵送してください。

【宛先】 〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1

外務省領事局ハーグ条約室

外務省ハーグ条約室では、

お子さんの返還／お子さんとの面会交流に向けて、  
申請された方ひとりひとりに担当者を付けてお手伝いをしていきます。

3

### 申請書等のハーグ条約室での審査

- 通常、1週間～2週間かかります。

4

### 援助決定／却下

- 援助決定を受けると、子どもの返還／面会交流の実現に向けて、以下に進みます。(ただし、援助決定はお子さんの返還や面会交流の実現を約束するものではありません)

5

### 申請書等の一部翻訳

- 翻訳費用は外務省が援助しますので、原則無料です(上限あり)。

6

### 外国の中央当局への援助申請の送付

- 申請書等をお子さんがいる国に送付して、援助を受けられるか審査を受けることになります。

7

### 子どもの返還／面会交流の実現に向けた外国でのプロセス

- 外国での援助が受けられることが決まったら、ハーグ条約室は、下記のような外国でのプロセス(※国によって異なります)の中で、外国の中央当局と当事者との間の連絡をお手伝いします。

#### — 裁判

※国によっては、すぐに裁判がはじまることもあります。

#### — 調停／ADR (裁判外紛争解決手続)

※両当事者が同意した場合、公正中立なあっせん人(弁護士などの第三者)が同席し、Skypeなどを利用して当事者間で話し合いをすることがあります。

#### — 当事者間の話し合いなど

